

①	件名	行政評価（事務事業評価）の実施について
②	施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 石巻市行財政改革大綱（平成18年2月策定）に基づき、平成20年度から行政評価を実施していたが、東日本大震災により平成23年度から中止していた。 復興事業（ハード面）は概ね完了したものの、被災者に対するソフト面や整備した施設の維持管理費の負担増等の東日本大震災の影響に加え、少子高齢化と人口減少等による社会保障関係費の増大等の行政課題、さらにはコロナ禍による影響など、事務事業は肥大化する一方で、人員の削減、予算規模の縮小など本市の行財政運営は厳しさを増している。 持続可能な行政運営に向けては、事務事業のスクラップ・リセットの視点が必要な状況となっている。</p> <p>【目的】 業務の見直しによる、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）の効率的・効果的な適正配分を促進し、さらには評価をとおして職員の事務事業の改善に向けた意識改革の醸成を図る。</p>
③	根拠法令及び震災復興基本計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 「石巻市行政評価実施要綱」（平成20年8月1日施行）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】又は【個別計画との整合性】</p> <p>〔第2次石巻市総合計画〕 第6章 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち 第2節 持続可能な行財政運営の推進 1 限られた人材、財源等を最大限活用できる体制を構築する 〔行財政改革推進プラン2025〕 基本目標1 市民参画・協働の推進と行政サービスの充実 1.2 効果的な行政評価の推進</p>
④	提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成18年2月 「石巻市行財政改革大綱」策定 平成20年度 行政評価（試行期間） 平成21年度 行政評価（本格実施） 平成23年度 東日本大震災により中止</p>
⑤	主な内容	<p>【事務事業評価の対象】 施策を具体的実現する事務事業として総合計画実施計画に記載されている事業を事務事業評価の対象とする。 ただし、インフラ・ハコモノ整備事業及び扶助費等、評価結果を将来に反映し難いものを除く。</p> <p>【評価の方法】 (1) 成果指標における「定量的な評価」と必要性・有効性・効率性から判断する「定性的な評価」による総合判定により、「推進・維持・改善・民間委託・縮小」の5段階評価の判定をする。 (2) スクラップ・リセット事業については、別基準により選定する。</p> <p>【評価のフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象事業の選定 ・事業担当課評価（1次評価） ・事務局（行政経営課）において精査・検証（一部ヒアリング） ・行財政改革推進本部による評価（2次評価） ・パブリック・コメントの実施

・評価決定・公表

【評価結果の取り扱い】

評価ランク		今後の取り扱い
S	推進	・事業目標の達成に向けて必要不可欠な事業であり、次年度に向けては事業計画の推進を検討すること。
A	維持	・事業の成果、必要性、有効性等のすべての項目において一定以上の評価であり、次年度に向けては、事業計画及び予算を維持する。
B	改善	・事業の成果が上がらない事業であり、抜本的な事業内容の見直しが必要なため、次年度の事業計画においては、着実に成果として現れるよう内容の改善を図ること。
C	民間委託	・市が主体的に事業を実施すべきかについて検討を行うこと。 ・民間委託によって事業の成果や質の向上が見込まれる場合は、事業計画を見直し、全部又は一部事務の委託等の手法変更を行うこと。 ・事業手法の変更は、準備期間を考慮し1～3年とする。
D	縮小	・事業の成果、必要性、有効性等のすべての項目において低評価である。 ・事業計画を見直し事業コストの縮減を図ること。 ・次年度以降も同様の評価が継続する場合は事業の終了を検討する。
E	終了・廃止・休止	・事業の終期を設定する。 ・事業終期に合わせ事業計画及び予算額を縮小し、事業終了の到来とともに予算額を0円とする。 ・事業の終了については、周知期間等を考慮し1～3年とする。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

- ・評価結果を総合計画実施計画の裁定及び翌年度当初予算の査定に反映することで、限られた行政資源の効率的・効果的な適正配分による事業運営が可能となる。
- ・事務事業評価と復興企画部が実施する石巻市総合計画推進会議における施策評価が連携することで、「政策、施策、事務事業」の一体的な行政評価となる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内各市における行政評価の実施状況（令和4年4月1日現在）
実施：8市（仙台市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、東松島市、大崎市）
未実施：5市（塩釜市、気仙沼市、白石市、栗原市、富谷市）
うち過去に実施：2市（白石市、富谷市）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年 6月 石巻市行政評価実施要綱一部改正
令和4年 6月 事業担当課による評価表作成（1次評価）
令和4年 7月 事務局（行政経営課）において精査・検証（一部ヒアリング）
令和4年 8月 行政改革推進本部による評価（2次評価）
令和4年 9月 第3回市議会定例会（報告）
令和4年 9月 パブリック・コメントの実施
令和4年10月 評価決定
令和4年11月 評価結果公表

⑨ その他

定量評価の判断材料となる成果指標の設定が統一されておらず、また新型コロナウイルスの影響により一部の事務事業においては適正な評価が難しい状況にあることから、令和4年度は試行期間とする。ただし、試行であっても、評価結果の取扱いが可能なものから実施していくこととする。